東京大学資源配分委員会規則

令和８年３月１９日
役　員　会　議　決
東大規則第１２２号
沿革

（設置）
第１条　東京大学基本組織規則第１９条の規定に基づく全学委員会として、東京大学資源配分委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（定義）
第２条　この規則において「資源」とは予算、人員及び固定資産（土地、建物等）をいう。
（任務）
第３条　委員会は、総長の統括のもとに、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1)　国立大学法人東京大学全体の資源配分の方針及びその戦略に関すること。
(2)　その他資源配分に関する重要なこと。
（組織）
第４条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員長は、総長をもって充てる。
２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。
（委員）
第６条　委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。
(1)　プロボスト
(2)　CFO
(3)　理事（前２号に掲げる者を除く。）
(4)　執行役
(5)　研究科長（研究科以外の大学院組織の長を含む。）
(6)　附置研究所長
(7)　附属図書館長
(8)　東京大学病院長
(9)　学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長
(10)　その他総長が必要と認めた本学の教職員　若干名
（定足数及び議決方法）
第７条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
２　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
（事務）
第８条　委員会の事務は、関係部署の協力を得て、本部財務課において処理する。
（補則）
第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附　則
１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。
２　東京大学予算委員会規則（平成２８年４月１４日東大規則第１号）は廃止する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学資源配分委員会規則

体系情報

□第１篇 組織及び運営
 ▽第２章 プロボストオフィス、CFO オフィス及び委員会等
  ○第２節 委員会等

沿革情報

◆令和０８年０３月１９日　役員会議決
◇令和０８年０９月１５日